



医療費助成のお知らせ

●北海道医療給付助成事業の受給者の皆さんへ

重度心身障がい者、ひとり親家庭等、乳幼児等の各医療費助成を受給している方がお持ちの受給者証の有効期限が7月31日をもって満了となります。8月から使用いただく受給者証を7月下旬に郵送しますのでお知らせします。

なお、助成区分は令和3年度の世帯の町・道民税の区分で決定されます。受給者の方で所得申告をされていない方は、至急手続きをお願いします。

■各医療費助成内容（受給者の医療機関窓口での負担割合です）

| 助成区分 | 町・道民税が非課税の世帯 受給者証に『○初』と印字しています | 町・道民税が課税の世帯 受給者証に『○課』と印字しています |
|--------------|---|--|
| 各医療費 助成共通 | 医科の場合：初診料580円を窓口で負担 歯科の場合：初診料510円を窓口で負担 柔整の場合：初診料270円を窓口で負担 | 窓口1割負担 ■1か月の自己負担額■ 入院+外来 57,600円 外来のみ 18,000円 |

- ① 3歳未満の子は、世帯の町道民税の区分にかかわらず非課税世帯の区分にて助成します。
- ② ひとり親家庭等の親は、入院および訪問看護のみ適用となります。
- ③ 訪問看護は助成区分に関係なく1割負担となります。
- ④ 受給者証は、道内すべての医療機関でご使用いただけます。受給者証を提示せず受診した時は、申請すると差額分が助成されますので、領収書・健康保険証・受給者証・印鑑・通帳（口座情報のわかるもの）をご持参のうえ申請してください。
- ⑤ 申請される際は、次の問合せ先までご連絡ください。

問合せ 保険課 医療給付グループ ☎21-2121



後期高齢者医療保険のお知らせ

●納入通知書をお送りします

令和3年度の納入通知書を7月10日付けで、加入されている皆さんに郵送します。保険料の納入方法については、後期高齢者医療制度に加入して間もない方など、一部の方を除いて年金からの天引きとなりますが、ご自身の通知書をご確認のうえ、納め忘れのないようお願いします。

●保険料軽減特例が見直されました

保険料の均等割については、令和元年度から段階的に見直しが行われており、令和3年度が見直しの最終年度となります。これまで7.75割軽減となっていた方は、今年度は7割軽減になります。

保険料を年金からの天引きで納めている方は、10月の天引きから影響しますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。

●保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月からはご使用いただけません。

7月下旬に新しい保険証をお送りしますので、8月になりましたら、現在ご使用の水色の保険証を破棄し、黄緑色の保険証をご使用ください。

【医療機関での窓口負担の割合について】

医療機関での窓口負担割合は「一般の方は1割」、「※現役並み所得者は3割」です。前年所得をもとに、8月から翌年7月までの負担割合が決まります。

※現役並み所得者って？

町・道民税の課税所得が145万円以上の被保険者とその方の同一世帯にいる被保険者の方です。

ただし、一定の条件に当てはまる方は1割負担のままとなりますので、詳しくは次の問合せ先までご連絡ください。

●限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の認定証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月からはご使用いただけません。

引き続き交付対象に該当する方（令和3年度の町・道民税が非課税の世帯の方）は、7月下旬に保険証に同封してお送りしますので、8月になりましたら、現在ご使用の黄色の認定証を破棄し、橙色の認定証をご使用ください。

問合せ 保険課 医療給付グループ ☎21-2121